第１号議案資料

京　都　府

第１号議案　特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料１－１　特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

資料１－２　令和７管理年度の太平洋くろまぐろの追加配分案について

参考資料１　くろまぐろに関する令和７管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

参考資料２　くろまぐろに関する令和７管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

資料1－1

7水第346号
令和7年7月10日

第　号
－7.7.11
京都海区漁業調整委員会

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を下記のとおり変更することについて、同条第5項で準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	大小交換・追加配分後
くろまぐろ（小型魚）63.2t	京都府定置漁業	61.1t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	1.0t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	0.0t
	留保	1.1t
くろまぐろ（大型魚）50.6t	京都府定置漁業	42.0t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	3.5t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	4.0t
	留保	1.1t

担当	農林水産部水産課漁政企画係　難波
TEL	075-414-4992

資料１－２

令和７管理年度の太平洋くろまぐろの追加配分案について

１　令和７管理年度のくろまぐろの追加配分等による京都府の漁獲可能量について

（単位：t）

管理区分	小型魚				大型魚			
	R7当初	不等量交換	追加配分	合計	R7当初	不等量交換	追加配分	合計
京都府定置漁業	46.8	－	＋14.4	63.2	38.2	－	＋4.3	50.6
京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	1.0	－			3.5	－		
京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	0.1	-0.1			3.5	＋0.1		
留保	1.0	－			1.0	－		

・要望調査の結果をふまえ、京都府漁船漁業（石川県禄剛崎以東）の小型魚の漁獲可能量0.1トンを大型魚の漁獲可能量へ交換する。
・令和７管理年度の国からの追加配分は、小型魚は14.4t、大型魚は4.3t

２　令和７管理年度の追加配分の考え方

・当初配分の考え方を踏襲し、追加配分で増加した数量は、漁獲実績により配分する
・漁獲実績（府内シェア）の基礎は、国と同様に令和3～5管理年度とする
・配分については、小数点以下第２位以下を一律切り捨てとし、端数は府留保に繰り入れるものとする

（参考　令和７管理年度のくろまぐろ当初配分の考え方）
・令和6管理年度の当初配分数量を基礎配分とし、令和7管理年度当初配分で増加した数量を漁獲実績により配分、合計を管理区分別の当初配分とする
・漁獲実績（府内シェア）の基礎は、国と同様に令和3～5管理年度とする

（注１）小型魚における配分案の考え方
・原則として、前述の考え方に従い配分。
・小型魚については、約100人の漁獲希望者がいるものの、令和6管理年度まで与えられた漁獲枠（1.0t）の消化率が１割未満と低いため、数値は横置きとする。

（注２）大型魚における配分案の考え方
・原則として、前述の考え方に従い配分。
・従来の配分の関係からこれまで実績が積めていない漁船漁業（組合員）については、定置漁業にこれまでの最大漁獲量（35.2t）よりも多くを配分したうえで、数量調整。

管理区分	小型魚（単位：t）				
	R7 当初 ①	不等量 交換 ②	追加配分 ③	①+②+③	合計
京都府定置漁業	46.8	—	+14.3	61.1	63.2
京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以西）	1.0	—	—	1.0	
京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以東）	0.1	-0.1	—	0.0	
留保	1.0	—	+0.1	1.1	

管理区分	大型魚（単位：t）				
	R7 当初 ①	不等量 交換 ②	追加配分 ③	①+②+③	合計
京都府定置漁業	38.2	—	+3.8	42.0	50.6
京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以西）	3.5	—	—	3.5	
京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以東）	3.5	+0.1	+0.4	4.0	
留保	1.0	—	+0.1	1.1	

【参考】令和３～５管理年度における知事管理区分別漁獲実績

小型魚　（単位：t）

知事管理区分	令和３	令和４	令和５
京都府定置漁業	61.4	35.8	46.7
京都府漁船漁業等（日本海）	*	*	*
京都府漁船漁業等（その他海域）	—	—	—
合計（水産庁、t）	61.4	35.8	46.8

＊：漁獲はあるが、0.1t 以下

－：漁獲実績なし

大型魚　（単位：t）

知事管理区分	令和３	令和４	令和５
京都府定置漁業	35.2	24.3	22.5
京都府漁船漁業等（日本海）	—	0.1	0.1
京都府漁船漁業等（その他海域）	4.0	1.4	1.9
合計（水産庁、t）	39.2	25.8	24.6

－：漁獲実績なし

R7. 7. 21 時点漁獲量（単位：t）　　※漁獲可能量は当初配分＋大小交換

管理区分	小型魚			大型魚		
	R7 当初	漁獲量	消化率	R7 当初	漁獲量	消化率
京都府定置漁業	46. 8	0	0%	38. 2	28. 8	75. 4%
京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	1. 0	0	0%	3. 5	0. 8	22. 9%
京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	0. 0	0	0%	3. 6	0. 8	22. 2%
留保	1. 0	－	－	1. 0	－	－

※定置はリアルタイム操業日誌アプリ、漁船漁業は国宛て実績報告の数値。

参考資料1

7水管第147号
令和7年4月11日

京都府知事　殿

農林水産大臣　江藤　拓

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）　くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量（京都府分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚）	48.9トン	48.8トン
くろまぐろ（大型魚）	46.2トン	46.3トン

参考資料2

7水管第632号
令和7年6月2日

京都府知事　殿

農林水産大臣　小泉　進次郎

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量（京都府分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚）※不等量交換	48.8トン	48.8トン
くろまぐろ（大型魚）※不等量交換	46.3トン	46.3トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（京都府分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚）※追加配分	48.8トン	63.2トン
くろまぐろ（大型魚）※追加配分	46.3トン	50.6トン

第２号議案資料

京　都　府

第２号議案　特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））の漁獲可能量について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料２　特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））の漁獲可能量について（諮問）

参考資料　令和７年７月２日付、７水管第７４８号
農林水産大臣通知

第　号
-7.7.11
京都海区漁業調整委員会

資料 2

7水第346号
令和7年7月10日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））
の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、下記のとおり、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第16条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	京都府べにずわいがに漁業	6,254トンの内数

担当	農林水産部水産課漁政企画係　難波
TEL	075-414-4992

参考資料

7水管第748号
令和7年7月2日

京都府知事　殿

農林水産大臣　小泉　進次郎

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	6,254トンの内数	－	

第３号議案資料

京　都　府

第３号議案　京都府資源管理方針の変更について（諮問）

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料３　京都府資源管理方針の変更について（諮問）

第　号
7.7.11
京都海区漁業調整委員会

資料 3

7水第346号
令和7年7月10日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

京都府資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた京都府資源管理方針を、同条第9項の規定により下記のとおり変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により諮問します。

記

京都府資源管理方針に別紙16（べにずわいがに）を別添のとおり追加

担当	農林水産部水産課漁政企画係　難波
TEL	075-414-4992

（別紙 16）

第１　特定水産資源

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　京都府べにずわいがに漁業

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の採捕を行う水域

②　対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）を採捕する漁業（ただし、大臣許可漁業を除く。）

③　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府べにずわいがに漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第５　その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

第４号議案資料

京　都　府

第４号議案　知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料４－１　固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について（諮問）

資料４－２　小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））の制限措置等について（諮問）

資料４－３　小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））の制限措置等について（諮問）

7漁調委 第25号 -7.7.25 京都海区漁業調整委員会

資料4－1

7水事第283号
令和7年7月17日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊　京都府知事印

固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について
（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和7年9月1日から令和7年9月30日まで
制限措置：別紙のとおり
許可の有効期間：3年間(令和7年11月1日から令和10年10月31日まで)

担当	水産事務所漁政課漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

別紙

制限措置	内　　容
漁業種類	固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	3件 （許可上限（13）－現行許可（10）＝3）
操業区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア点　成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 （北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点） イ点　成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 （北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点） ウ点　成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 （北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点） エ点　成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 （北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点） [緯度・経度表記は世界測地系による]
漁業時期	11月1日～翌年3月20日
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者
条　　件	(1)　他種漁業の妨害をしてはならない。 (2)　刺網1連ごとの両端に、夜間にあっては標識灯火を、昼間にあっては赤色標旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。 (3)　刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。 (4)　網の目合いは12センチメートル以上、網丈（高さ）は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。

7漁調委 第26号 -7.7.25 京都海区漁業調整委員会

資料4－2

7水事第284号
令和7年7月17日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇　隆俊　京都府知事印

小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））
の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和7年9月15日から令和7年10月15日まで
制限措置：別紙のとおり
許可の有効期間：許可日から5年間

担当	水産事務所漁政課漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

別 紙

制限措置						条件
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
手繰第三種漁業 （なまこけた網漁業）	**28件** （許可上限（247） －現行許可（219） ＝28）	５トン以下	京共第１号	１２月１日から 翌年５月３１日まで	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第２号	１２月１日から 翌年５月３１日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第３号	１月１日から ４月３０日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第４・６号	１２月１５日から 翌年４月３０日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第５・６号	１２月１５日から 翌年４月３０日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第８号	１１月１５日から 翌年３月３１日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴湾に限る。
			京共第１１号	１２月１日から 翌年５月３１日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第１１・１２号	１２月１日から 翌年５月３１日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第１２号	１２月１日から 翌年４月３０日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第１４号	１２月１日から 翌年４月３０日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第１５号	１２月１日から 翌年４月３０日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第１６号	１２月１日から 翌年４月３０日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第１９号	１２月１日から 翌年４月３０日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第２７号	１１月２０日から 翌年２月末日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。

7漁調委 第27号 -7.7.25 京都海区漁業調整委員会

資料4－3

7水事第285号
令和7年7月17日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇　隆俊　京都府知事印

小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和7年11月1日から令和7年11月30日まで
制限措置：別紙のとおり
許可の有効期間：5年間（令和8年1月1日から令和12年12月31日まで）

担当	水産事務所漁政課漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

別　紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条　件
自家用釣餌料びき網漁業	１３隻 （許可上限（１５隻）から本年７月1日現在有効な許可（２隻）を除いた数）	５トン以下	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 共同漁業権区域内においては、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。 (3) 水深25メートル以浅においては、操業してはならない（ただし、桃島と塔ヶ鼻を結んだ線以西の栗田湾及び黒崎と日置・里波見境界点を結んだ線以南の宮津湾を除く。）。 (4) 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線の内側においては操業してはならない。 ア　北緯35度37.69分　東経135度19.83分の点 イ　北緯35度35.19分　東経135度19.83分の点 ウ　北緯35度35.19分　東経135度17.33分の点 エ　北緯35度37.69分　東経135度17.33分の点

第５号議案資料

事　務　局

第５号議案　令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について

【理由】

令和８年度の国の機関に対する要望事項を、当海区から全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出するため以下のとおり要望議題について、御審議をお願いします。

【要望議題（案）】

１　クロマグロの資源管理について（資料５－１）

２　沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について（資料５－２）

３　ミニボート、水上バイクの安全対策について（資料５－３）

４　漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について（資料５－４）

参考資料　令和６年度（第５２回）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議　（資料２）「令和７年度要望事項について」（京都海区関係分抜粋）

資料５－１

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望

議題	クロマグロの資源管理について

提案理由、要旨等

平成 30 年からの数量管理により、クロマグロ小型魚(30kg 未満)及び大型魚(30 kg以上)それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やし操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ており、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。

また、令和３年６月からは、委員会指示により、遊漁者のクロマグロ(大型魚)の採捕実績の報告について義務づけられたが、未だ一部では、当制度を遵守しない者がおり、クロマグロの釣獲をめぐり、漁業者から不満の声がある。

さらに、本年６月以降、日本海側でクロマグロ大型魚が多数来遊し遊漁採捕量が増加したことで、時期別採捕数量が設定期間当初から１週間を経ずに上限に達し、採捕禁止期間が公示される状況であり、公示後もクロマグロ遊漁の疑義情報が寄せられている。

ついては、クロマグロの資源管理を円滑に実施し、漁業、遊漁関係者への規制遵守を図るため、下記事項を要望する。

記

1　定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。

2　漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。

3　現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の制度の在り方や承認の条件、運用について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。

4　遊漁者及び遊漁船業者に対し採捕数量について、上限数量に達した場合、採捕禁止規制を遵守するよう監視し違反者への対応を強化すること。

5　クロマグロの資源管理制度及びその重要性について広く国民に周知すること。

資料５－２

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望

議題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

提案理由、要旨等

京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から３海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。

操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、国においては、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が進められていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。

一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全な操業及び航行の徹底を依頼している。

ついては、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安心して操業できるよう下記事項を要望する。

記

1　大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁船の設備、漁労技術等の進捗が十分勘案されたものになっていない。
　沿岸漁業者がまき網漁業者による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けることが無いよう見直しを行うこと。

2　沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのＶＭＳ設置を早急に進める等、改善を図り、ＶＭＳ情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。

3　海上運航、安全確保の観点から、沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、レーダー等も併用し安全航行・事故防止に努めること。

4　新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団が、トラブル無く漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的に開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として、事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。

資料５－３

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題（案）

京都海区漁業調整委員会

継続要望

議題	ミニボート、水上バイクの安全対策について

提案理由、要旨等

小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、水上バイクは小回りが利き機動性が高い反面、高速走行、急旋回等の危険行為により事故が増加している。いずれも基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。

ついては、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記事項を要望する。

記

1　ミニボート、水上バイクに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ユーザーに対する安全講習会の受講を義務付ける等、全てのユーザーが基本的な安全知識を確実に習得し、法令、規則を遵守できるよう働きかけていくこと。

2　海面利用者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び、夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。

3　ユーザーの把握、組織化を推進し、漁業をはじめ海面利用者の妨げにならない実効性のある対策を講じること。

資料５－４

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題（案）

京都海区漁業調整委員会

継続要望

議題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について

提案理由、要旨等

定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。

一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。この様な状況のなか、今般の漁業改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。

本府において魚種別生産額全体の約３割を占めるサワラ、ブリ類について、資源管理が強化されるなかで魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合にTAC数量が超過してしまうこと、TAC魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。

改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、ついては、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。

記

1　漁業者が、TAC制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、安易な漁獲量管理を行わないこと。

2　選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TACによる管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間

等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。

3　やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないようなTAC数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。

4　定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

参考資料

令和６年度（第５２回）

全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議

月　日　　令和６年１１月１２日（火）

場　所　　青森県青森市　アップルパレス青森

全国海区漁業調整委員会連合会

令和６年度　（第５２回）
全国海区漁業調整委員会連合会　日本海ブロック会議

日　時：令和６年１１月１２日（火）14:30～
場　所：アップルパレス青森　３階　「ねぶたの間」

次　　第

1　開　　会　　14:30

2　挨　　拶　　14:35
（１）開催海区：青森県西部海区漁業調整委員会　会長　堀内　精二
（２）主 催 者：全国海区漁業調整委員会連合会　理事　網谷　繁彦
（３）来　　賓：水産庁資源管理部管理調整課　専門官　平井　延宏
（４）開 催 県：青森県農林水産部　水産局長　山中　崇裕

3　議長、議事録署名人選出　　14:55

4　報告事項
令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について・・・（資料１）　　15:00

5　議　　事
（１）第１号議案：令和７年度要望事項について・・・（資料２）　　15:20
（２）第２号議案：全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について・・・（資料３）　　16:00
（３）そ　の　他：質疑事項について・・・（資料４）　　16:05

～～　休　憩　～～

6　講　　演　「青森県水産業の概要と水産総合研究所の紹介について」　　16:25
地方独立行政法人青森県産業技術センター
水産総合研究所　企画経営監　伊藤　欣吾

7　そ の 他　　現地視察について　　16:55

8　閉　　会　　17:00

資料２

令和７年度要望事項について

Ⅲ　太平洋クロマグロの資源管理について

京都　海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議　　題	クロマグロの資源管理について

提案理由、要旨等

平成３０年からの数量管理により、クロマグロ小型魚（３０kg未満）及び大型魚（３０kg以上）それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。

また、令和３年６月からは、委員会指示により、遊漁者のクロマグロ（大型魚）の採捕実績の報告について義務づけられたが遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐり漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。

さらに、本年５月以降、日本海側でクロマグロ大型魚が多数来遊し遊漁採捕量が増加したことで、時期別採捕数量が設定期間当初から１週間を経ずに上限に達し、採捕禁止期間が公示される状況であり、公示後もクロマグロ遊漁の疑義情報が複数件あった。

ついては、クロマグロの資源管理を円滑に実施し、漁業、遊漁関係者への規制遵守を図るため、下記事項を要望する。

記

1　定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。

2　漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。

3　現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

京都　海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議　　題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

提案理由、要旨等

京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から３海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。

操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。

一方で、本府の延縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全操業等の徹底を依頼している。

ついては、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。

記

1　大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁業漁船の設備、漁労技術等の進捗が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。

2　沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのＶＭＳ設置を早急に進める等、不完全なＶＭＳの情報システムの改善を図るとともに、ＶＭＳ情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。

3　海上運航、安全確保から、沿岸域で航行・操業する際はＡＩＳ（船舶自動識別装置）を作動させ、レーダー等も併用し事故防止・安全航行に務めること。

4　新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的に開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

京都　海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議　　題	ミニボート、水上バイクの安全対策について

提案理由、要旨等

小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、水上バイクは小回りが利き機動性が高い反面、高速走行、急旋回等の危険行為により事故が増加している。いずれも基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。

ついては、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項を要望する。

記

1　ミニボート、水上バイクに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。

2　海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。

3　ユーザーの把握、組織化を推進し、漁業をはじめ海面利用者の妨げにならない実効性のある対策を講じること。

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

京都　海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議　　題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について

提案理由、要旨等

定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。

一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。この様な状況のなか、今般の漁業法改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。

特に、本府において、漁獲金額の約３割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、ＴＡＣ対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合にＴＡＣ数量が超過してしまうこと、ＴＡＣ魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。

改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、ついては、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。

記

１　漁業者が、ＴＡＣ制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、新たな資源管理計画推進に向けたロードマップに基づくＴＡＣ魚種の拡大、水政審等における検討状況と今後の見通しについて、関係者への報告と説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種毎に生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、ＭＳＹベースでの漁獲量管理を行わないこと。

報告事項資料

京　都　府

令和７管理年度くろまぐろの漁獲等の状況について

【内　容】

令和７管理年度の太平洋くろまぐろの資源管理においては、我が国漁獲枠の拡大や遊漁採捕規制の強化等、前管理年度から大きな状況の変化がありました。

現在までの府内の漁獲等の状況について報告しますとともに、今後の課題と対応方向について説明いたします。

【添付資料】

報告資料１　令和７管理年度６月までの漁獲状況

報告資料２　令和７管理年度の遊漁採捕規制と対応状況

報告資料１

令和７管理年度６月までの漁獲状況

〔水産庁公表数値〕

令和7管理年度の漁獲状況（令和7年5月31日時点、令和7年6月30日公表）

（単位：トン）

30kg未満小型魚	533.3	【漁獲可能量 4,398.5 】（うち 留保 50.9 ）	（消化状況	12.1 %）
大臣管理区分	64.8	【漁獲可能量 1,006.4 】	（消化状況	6.4 %）
くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業	35.0	【漁獲可能量 935.6 】		
くろまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等(IQ管理)	14.5	【漁獲可能量 23.6 】		
くろまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業	15.4	【漁獲可能量 47.2 】		
都道府県	468.6	【漁獲可能量 3,341.2 】	（消化状況	14.0 %）

都道府県別漁獲状況

令和7管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	8.2	57.0
山形県	1.8	25.9
新潟県	38.4	127.5
富山県	33.2	141.4
石川県	72.6	123.4
福井県	20.2	51.9
京都府	0.1	63.2
兵庫県	0.4	23.6
鳥取県	0.7	19.9
島根県	5.8	135.7
山口県	2.1	127.0
福岡県	0.1	24.1
佐賀県	0.4	19.9
長崎県	83.0	954.0
熊本県	3.4	36.0

都道府県	実績	漁獲可能量
北海道	3.6	174.4
青森県	50.9	346.4
岩手県	22.1	109.6
宮城県	14.7	66.9
福島県	8.2	34.1
茨城県	10.5	47.9
千葉県	19.2	103.8
東京都	1.5	20.9
神奈川県	5.8	61.8
静岡県	7.5	57.4
愛知県	0.0	1.0
三重県	12.5	62.4
大阪府	0.0	1.0
和歌山県	6.1	57.5
岡山県	0.1	1.0
広島県	0.0	1.0
徳島県	3.9	42.2
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.2	24.5
高知県	20.2	102.2
大分県	0.4	14.9
宮崎県	4.1	25.1
鹿児島県	8.6	53.6
沖縄県	0.0	0.1

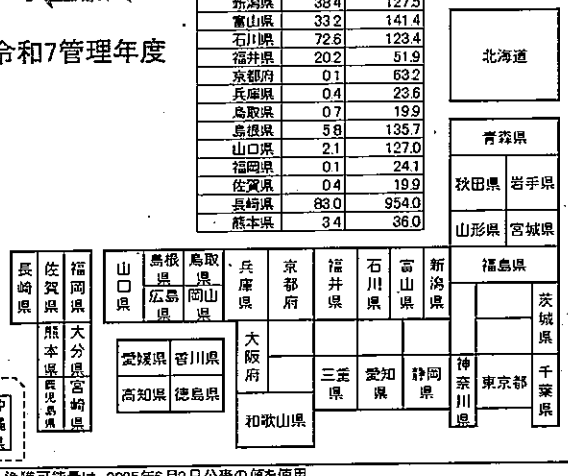

△ 漁獲可能量の7割(黄色)
▲ 漁獲可能量超過（赤色）

※1 漁獲可能量は、2025年6月2日公表の値を使用。
※2 実績は小数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

（単位：トン）

30kg以上大型魚	2,925.6	【漁獲可能量 9,877.9 】（うち 留保 212.0 ）	（消化状況	29.6 %）
大臣管理区分	2,080.4	【漁獲可能量 6,140.6 】	（消化状況	33.9 %）
くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(総量管理)	538.9	【漁獲可能量 2,818.9 】		
くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(IQ管理)	699.3	【漁獲可能量 2,088.9 】		
くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等(IQ管理)	47.4	【漁獲可能量 75.7 】		
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(総量管理)	7.9	【漁獲可能量 16.0 】		
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(IQ管理)	787.0	【漁獲可能量 1,141.1 】		
都道府県	845.2	【漁獲可能量 3,525.3 】	（消化状況	24.0 %）

都道府県別漁獲状況

令和7管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	9.5	60.6
山形県	18.6	55.1
新潟県	74.0	159.6
富山県	3.2	35.8
石川県	24.5	68.9
福井県	8.0	37.6
京都府	9.8	50.6
兵庫県	2.7	27.7
鳥取県	1.8	19.2
島根県	19.2	46.0
山口県	26.8	113.0
福岡県	9.6	47.5
佐賀県	0.9	21.8
長崎県	53.4	363.3
熊本県	0.5	19.4

都道府県	実績	漁獲可能量
北海道	44.3	547.9
青森県	118.3	784.2
岩手県	35.0	97.2
宮城県	21.9	81.8
福島県	0.1	2.0
茨城県	0.3	23.0
千葉県	11.8	87.4
東京都	9.6	78.2
神奈川県	2.5	32.7
静岡県	1.6	54.2
愛知県	0.0	2.0
三重県	15.1	52.6
大阪府	0.0	2.0
和歌山県	9.9	51.0
岡山県	0.0	2.0
広島県	0.0	2.0
徳島県	0.1	23.0
香川県	0.0	2.0
愛媛県	0.0	19.1
高知県	6.4	43.5
大分県	1.2	32.1
宮崎県	34.9	65.4
鹿児島県	7.4	35.9
△ 沖縄県	264.1	268.0

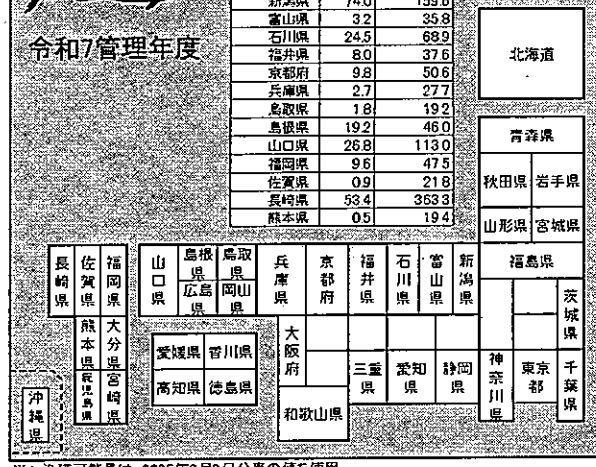

△ 漁獲可能量の7割(黄色)
▲ 漁獲可能量超過（赤色）

※1 漁獲可能量は、2025年6月2日公表の値を使用。
※2 実績は小数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

〔府内の管理区分別漁獲状況〕

単位：トン

	小型魚		大型魚	
管理区分	漁獲数量	当初配分数量	漁獲数量	当初配分数量
定置漁業	0.0	46.8	26.5	38.2
漁船漁業（以西海域）	0.0	1.0	0.8	3.5
漁船漁業（以東海域）	0.0	0.1	0.8	3.5

6月分実績まで府から報告の数量
（公表未了のため取扱に注意）

報告資料２

令和７管理年度の遊漁採捕規制と対応状況
（水産庁ＨＰ公表内容等）

1　大型魚（30kg以上）の管理措置について

	これまで	これから（R7.4.1～）
年間採捕数量	40トン	**60トン**
採捕上限の設定	複数月での設定	**毎月均等に設定**
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1日1尾まで	**1人毎月1尾まで**
採捕報告の期限	陸揚げ後3日以内	**陸揚げ後1日以内**
虚偽報告抑止策		**二重認証システム（電話番号認証）**
委員会指示の有効期間	1年間 （R6.4.1～R7.3.31）	**2年間** **（R7.4.1～R9.3.31）**
新しく追加された採捕報告の内容	**追加項目** **○尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ）** 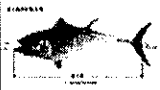 尾さ長計測方法 **○陸揚げ場所（港、マリーナ等）** **○計量方法（秤、目測等）** **○遊漁船登録番号（遊漁船を利用した場合）** **○船舶番号又は船舶検査済票の番号（プレジャーボートを利用した場合）**	**提出書類** **○尾さ長が確認できる写真（メジャーを添えるなど）** **○本人確認写真（免許証等）**

2　遊漁採捕状況（令和７年４～６月）

時期	4月	5月	6月
採捕上限	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	10.3トン※
採捕禁止期間	4月9日～ 4月30日	5月14日～ 5月31日	6月5日～ 6月30日
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域
遊漁船使用割合	約7割	約7割	約7割
計測方法	「目測」が多い	「はかり」が多い	「目測」が多い
備考	尾さ長が確認できる写真の添付は概ね履行されているが、明確に確認できる写真の提出は不十分。		

※令和7年6月27日時点

7月は4日（金曜日）以降採捕禁止となった

【水産庁ＨＰ随時公表数値】

クロマグロ（大型魚）遊漁採捕量（令和7年7月17日17時00分更新）

時期	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	合計
数量	6.2トン	4.4トン	12.5トン	12.8トン									
主な採捕海域	J3	J3	J6,J7,J8	J6,J7,J8									

※現在公表している数量は、報告いただいたもののうち確定している値であり、今後変動する可能性があります。

〔参考〕令和6年度の採捕実績

時期	令和6年4～5月	令和6年6月	令和6年7月	令和6年8～9月	令和6年10月～12月	令和7年1月	合計
数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン	38.0トン
主な採捕海域	J3海域	J8,J7,J6海域	J8,J7海域	J1,J8海域	J1海域	J1,J3海域	

採捕禁止期間：4月6日から5月31日（令和6年4月5日告示）
6月5日から6月30日（令和6年6月4日告示）
7月7日から7月31日（令和6年7月5日告示）
8月5日から9月30日（令和6年8月2日告示）
1月9日から3月31日（令和7年1月8日告示）

【違反者に対する漁業法に基づく命令の発出】

令和6年度　11件（太平洋：1、日本海・九州西：10）

令和7年度　公表事案なし（7月20日現在）

3　京都府からの規制内容の周知等実施状況

（1）広域漁調調整委員会指示内容の周知

① 水産庁作成ポスター、チラシの配付等

漁協、京釣協への配付、組合員への周知依頼

その他登録遊漁船業者への周知（登録事項更新時に郵送等）

② 関係団体等への協力要請

プレジャーボート所有者への周知（京都府小安協、ＪＣＩへの会員等へのチラシ配付依頼）

京都運輸支局が主催する小型船操船者遵守事項周知活動への参画（マリーナ等への周知依頼）

③ 水産事務所ＨＰにおいて遊漁船業者、遊漁者への規制内容の周知（水産庁ＨＰへのリンク含む）

（2）遊漁者の大型魚採捕禁止期間の周知、巡視

漁協、京釣協への事前告知、組合員への周知依頼

禁止期間中のらくようによる海上巡視、啓発

※ 悪質と見られる通報事案等に対しては、水産庁との合同巡視、取締りを実施

6月8日（日）及び7月6日（日）実施の合同海上巡視において違反採捕者を現認、聴取記録等を水産庁に報告済み

→ 漁業法に基づく命令発出は、水産庁で検討、調整中

4　今後の遊漁採捕規制措置

（2）新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和８年4月1日から新たに導入する。
なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和８年４月１日から令和９年３月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和８年４月１日から令和９年３月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・使用予定船舶（任意） ・出入港予定場所（任意）	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・船名 ・遊漁船登録番号（遊漁船の場合） ・船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） ・出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の１営業日前まで	令和〇年△月□日から令和８年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に１回	受付期間中に１回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者への対応	・届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 ・クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。	・届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

3

◎　届出制の実施に向けたスケジュール

令和７年	６月30日（本日）	くろまぐろ遊漁専門部会第４回合同会議 （届出制の内容の確定）
	７月～10月	届出制に関する周知 （水産庁HP、Facebook等、チラシ・ポスター、業界紙等への掲載、イベントでの周知、各釣り団体・釣り関係者による周知活動　等）
	11月中旬～下旬（予定）	広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海） （届出制導入に関する委員会指示案の諮問⇒決定）
令和８年	１月１日～	・届出制導入に関する委員会指示の有効期間開始 ・届出の受付開始
	（3）案1の場合 3月20日まで	遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者の届出受付期限 （※クロマグロを採捕する遊漁者の届出期限は、採捕しようとする日の１営業日前まで）
	（3）案2の場合 3月10日まで	遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者の届出受付期限 （※４月１日以降に案内する者 ※クロマグロを採捕する遊漁者の届出期限は、採捕しようとする日の１営業日前まで）
	４月～	届出制に基づくクロマグロ遊漁管理の開始
	（3）案2の場合 4月10日まで 5月10日まで ・・・	遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者の届出受付期限 （※５月１日以降に案内する者） （※６月１日以降に案内する者） ・・・

3